

5 医療

1 医療のIT化の推進による医療事務の効率化・質の向上

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(2)	個人情報の保護とデータの科学的利活用の在り方 (厚生労働省)	b 医療分野における個人情報保護について、ガイドラインの作成などを早急に検討し、所要の措置を講ずる。		出来るだけ速やかに措置(一部措置済)		(厚生労働省) ・ 個人情報保護法案の進捗状況を踏まえつつ、医療分野における個人情報保護について、ガイドラインの作成などを早急に検討し、所要の措置を講ずることとした。 ・ 被保険者等の個人情報の保護を徹底する旨の通知を、健康保険組合及び北海道府県知事宛て発出。 【厚生労働省保険局長通知保発第1225003号及び1225004号】	医療 ア23b、 IT b

2 保険者機能の強化

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1)	保険者によるレセプトの審査・支払 (厚生労働省)	レセプトの審査・支払は本来保険者の役割であり、保険者の自由な意思に基づき、保険者自らが行う、従来の審査・支払機関へ委託する、第三者(民間)へ委託するなど、多様な選択を認める。このために、健康保険組合などに対して社会保険診療報酬支払基金に審査・支払を委託することを事実上強制している通達(昭和23年厚生省保険局長通達)や医療機関に対して費用請求を審査支払機関へ提出することを義務付けている省令(昭和51年厚生省令)の規定を廃止する場合には、公的保険にふさわしい公正な審査体制と、患者情報保護のための守秘義務を担保した上で、保険者自らがレセプトの審査・支払を行うことを可能とする。なお、その際、審査・支払にかかる紛争処理のルールを明確にする。		措置済		(厚生労働省) 保険者自らが審査・支払いに関する事務を行うこと及び当該事務を民間事業者へ委託して行うことも可能である旨の関係通知を発出。 【平成14年厚生労働省保険局長通知保発第1225001号】	医療 ア

3 患者（被保険者）の主体的な選択の促進

重点の見出し	規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1)	公的保険診療と保険外診療の併用による医療サービスの提供など公的医療保険の対象範囲の見直し（厚生労働省）	保険診療と保険外診療の併用について更なる改革を図る。すなわち、国民が負担能力に関係なく適切な医療を受けられる「社会保障として必要十分な医療」は公的医療保険診療としてこれまでどおり確保しつつ、現行の特定療養費制度に関する厚生労働省告示等を見直し、例えば、患者の選択に応じ特定の医療機関における患者からの料金の付加徴収できる範囲を拡大するなどの患者選択による保険診療と保険外診療の併用を早急に推進する。	逐次実施		措置（逐次実施）	（厚生労働省） 平成14年度診療報酬改定において、患者ニーズの多様化に対応する観点から、予約診療の要件緩和等を行うとともに、大病院の再診、医療用具の治験、薬事法承認後で保険収載前の医薬品の投与について、特定療養費制度の見直しを行ない、平成14年4月1日より実施しているところ。 【平成14年厚生労働省告示第79号、第80号】	医療ア

4 診療報酬体系の見直し

重点の見出し	規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1)	包括払い・定額払い制度の拡大（厚生労働省）	a 特定機能病院等における急性期入院医療については、平成15年4月より、包括評価の導入が予定されている。その際、平均在院日数の短縮化のインセンティブが働くように留意する。		結論	措置	（厚生労働省） 特定機能病院等については、平成15年4月から医療機関別包括評価を実施する予定。	医療ウ a

5 多様なマネジメント手法の活用

重点の見出し	規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1)	派遣規制の見直し（厚生労働省）	a 社会福祉施設等における医療関連業務の労働者派遣については、できるだけ早期に結論を出し、その結論を踏まえ措置を講ずる。	結論	措置済（3月施行）		（厚生労働省） 社会福祉施設等における医療関連業務の労働者派遣を解禁する政令改正を行った。 【平成15年3月政令第120号公布・施行】	医療イ a

6 医療提供制度

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1)	地域医療計画(病床規制)の見直し (厚生労働省)	地域医療計画の策定に当たっては、急性期、慢性期、特殊診療などの病床の機能について、地域の実情・ニーズを適切に踏まえた基準病床数の算定基準を公正かつ厳格に設定した上で、適正な病床数に収斂するように管理が徹底されるように措置する。また、医療内容の標準化と平均在院日数の短縮化など医療の質の面での医療機関相互の競争を促進することを通じ、適正な医療提供体制の確保を図る観点から、診断群別特定報酬払い制度の導入に向けた検討と併せ、病床規制の在り方を含め医療計画について検討し、措置する。		検討	検討 (平成17年度中の早期に措置)	(厚生労働省) 病床規制のあり方を含め医療計画の見直しを検討するため、平成15年のできるだけ早い時期に検討会を立ち上げることとしている。	医療ウ
(2)	専門職医療従事者の充実 (厚生労働省)	患者の多様なニーズに対応するためには、様々な専門性(知識・技術)に基づいた適切な治療やケアが行われることが望まれている。また、そのような状況を踏まえ、医療従事者の専門性についても細分化・機能の分化が進んでいるが、現在、特に、麻酔、病理診断などの分野における医師については不足が指摘されており、その充実が求められている。したがって、このような状況に対応するため、専門職の不足を解消するための方策について検討し、措置する。		検討	措置	(厚生労働省) 我が国における標榜診療科別必要医師数を推定し、偏在の解消を図るための具体的方策の検討に資する諸外国の状況に関するデータベースを構築することを目的とした「標榜診療科毎の偏在の解消のための諸外国の医療政策に関する研究」を平成14年度厚生労働科学特別研究事業として実施した。	医療イ
(3)	遠隔診療の促進 (厚生労働省)	IT技術の進展に伴う遠隔診療については、対面診療を補完するものという基本的考え方を前提としつつ、例えば、僻地に限定することなく多様な場面での診療としても可能であることを明確にしたうえで、これを周知徹底し、促進する。		措置済(3月通知)		(厚生労働省) 対面診療が困難な場合(離島、へき地など)だけではなく、遠隔診療により適切な医療サービスが提供される場合(在宅の緩和ケア、リハビリテーション指導など)にも、対面診療を適切に組み合わせること等の条件を設定した上で、主治医の判断の下、必要に応じて遠隔診療を行うことを可能とした。 【平成15年3月厚生労働省医政局長通知医政発第0331020号】	医療ア、ITエ b

7 医薬品に関する規制緩和

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1)	医薬品に関する情報提供の促進 (厚生労働省)	通達の運用を見直し、現状、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構を通じて行っている医療用医薬品の添付文書や製品回収情報等のインターネットによる提供について、一般消費者(患者)が医薬品情報を十分に入手できるよう、広く周知するとともに、一般消費者(患者)にとって医療用医薬品情報についても入手しやすくなるような情報提供についての方策を検討し、措置する。		逐次実施		(厚生労働省) 一般消費者(患者)が、インターネット上で医療用医薬品についての添付文書情報を入手しやすくするため、製薬企業等が自社のホームページ上で、医療用医薬品の添付文書について、情報提供することを認める主旨の監視指導・麻薬対策課長通知を平成15年3月28日に発出した。 【平成15年3月厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長通知 医薬監第0328006号】 また、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構を通じて行っているインターネットによる情報提供について、国民にとって使用しやすいよう、平成15年度3月に画面の変更を行った。	医療 イ、 IT
(2)	後発医薬品の使用の促進 (厚生労働省)	引き続き、医薬品の品質再評価を行い、後発品を含む医薬品の品質確保を図る一方、後発品使用を一層促進していくために、平成14年4月より、後発医薬品の一般名、商品名、企業名、価格等の情報について、厚生労働省ホームページの掲載を開始しているところであるが、この他にも、後発品とその品質の確保についての啓発を進める等、患者が適正に選択できるよう情報提供の充実を行う。		逐次実施		(厚生労働省) 医薬品の品質再評価を行い、後発品を含む医薬品の品質確保を図る一方、後発品使用を一層促進していくために、平成14年4月より、後発医薬品の一般名、商品名、企業名、価格等の情報について、厚生労働省のホームページの掲載を開始しているところであり、さらに、全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)(平成15年1月21日開催)の場で、医薬品の品質再評価について情報提供を行うよう都道府県に対して要請したところ。また、医薬品の品質再評価について幅広く周知を図るよう業界関係者に対しても協力を求めたところである。	医療 イ

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(3)	医薬品販売に関する規制緩和 (厚生労働省)	b 一定の基準に合致し、かつ保健衛生上比較的危険が少ない等の専門家の評価を受けた医薬品については、一般小売店において販売できるよう、専門家による検討を開始し、結論を得る。		専門家による検討の開始	結論(目的)	(厚生労働省) 医薬品について平成11年3月31日に行った15製品群の医薬部外品への移行に伴い、コンビニエンスストアなどの一般小売店において栄養ドリンク剤などの販売が可能となった。 同様に、一定の基準に合致し、かつ保健衛生上比較的危険が少ない等の専門家の評価を受けた医薬品については医薬部外品に移行し、一般小売店において販売できるよう、平成15年3月18日に第1回「新指定医薬部外品検討会」を開催し、専門家による検討を開始した。	医療イ b